「施策・事業の見直し（試案）」について各局・区とのオープン議論

平成24年４月18日（水）

大阪市役所　本庁舎屋上（Ｐ１）階会議室

「市営交通料金福祉措置（敬老）」

（事務局）　それでは議論を開始します。

次は福祉局・交通局・区の市営交通料金福祉措置（敬老）です。最初に改革ＰＴから見直しの趣旨説明をいたします。

（改革ＰＴ）　事業再構築担当部長、長沢です。よろしくお願いいたします。

敬老パスですけれども、現在、70歳以上の高齢者に対しまして、大阪市営交通を無料で利用することができる乗車証を交付しておるところでございまして、かかっておる経費が89億8,900万円ということでございまして、また、これ高齢化の進展によりまして、10年後には100億円を超える事業費になるという見込みも立っておるところでございます。

また、比較４市で申しますと、利用額に応じた一部負担ですとか、所得に応じた一部負担がとられておりまして、無料で実施しておるのは本市のみという状況でございます。

見直しの考え方といたしましては、３案提示をさせていただいておりまして、一つ目の案といたしましては、民間鉄道にも拡大をしまして、利用額については50％を負担いただく、これは障害者割り引き等々、いろんな割り引きありますが、一般的に50％負担というのが一般的になっておるということでございます。上限が２万円、そのパターンでいきますと効果額は50億円の削減が見込まれるところでございます。持続可能性なり、公平性を確保しまして、社会参加を促進することができるという案であると考えております。実施時期については26年度ということでございます。25年度につきましては暫定措置といたしまして、磁気カード、スルッとＫＡＮＳＡＩを半額負担で交付するということで改革の効果を早く出していきたいと考えておるところでございます。

それから、二つ目の案につきましては、交通局限定で利用額の50％負担をいただくということでございます。上限はなしということで、効果額は48億円見込まれるところ

でございます。これにつきましても持続可能性、公平性を確保することができると考えております。

また、これも26年度からの実施でございますが、25年度につきましても暫定措置として紙カードなどを交付いたしまして、券売機で半額の乗車券を購入して利用いただくということで早くからの効果を出したいと考えておるところでございます。

それから、三つ目の案は交通局限定で所得に応じた負担、上限なしということで、効果額は14億円でございます。この案につきましては、低所得者の負担を軽減することができると考えておりますが、10年後までは改革効果が続かない案になっておるところでございます。実施時期については平成25年度から考えております。

また、利用額の50％負担ということでは神戸市で実施されてる例がございまして、また、所得に応じた負担ということでは、横浜、名古屋、京都で実施をされておるところでございます。

以上でございます。

（事務局）　続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。

（福祉局・交通局・区）　福祉局長の山田でございます。

私どものほうからＰＴ案に対する御意見といいますか、私どもなりの考え方を申し上げたいと思います。

今、ＰＴからもございましたように、この制度、70歳以上、高齢者に対してということで、実は昭和47年11月から制度を開始しております。フルで開始をいたしました48年度で交付人員が９万3,000人ということが、これは平成20年度決算ベースで34万5,000人ということで非常に対象者数的にも拡大をしております。48年当時でありますと、70歳の高齢者といいますと古希といいますけども、古来まれなりという70歳の位置づけが、今は70歳で亡くなられたら早死にやなと、80まで生きられたらねという時代になっておりますので、非常に平均寿命も伸びておりますし、当然対象者もふえております。

そういう中で私どもとしてはこの制度は高齢者が社会活動、社会経済活動に参加されるという側面、あるいは生きがい、それから健康の維持、いろんな面から非常に有益な事業だと認識しております。個人的に言いますと、敬老施策はこれだけでもええのではないかと思うぐらいに思っとるんですけど、ただ、ＰＴからもございましたように、10年後には100億円という見通しに達する状況がございます。その制度が持続可能

なものとなるように、当然市民の方々の理解を得た上でございますけれども、制度の変革をして、この制度を持続させていきたいという思いが非常に強うございます。

ＰＴ案につきまして、それぞれについての局としての考え方、ちょっと担当のほうから個々に説明をさせていただきます。

（福祉局・交通局・区）　福祉局高齢者施策部長の久保でございます。よろしくお願いいたします。

今、局長が申し上げましたのと少しダブるところがございますが、局の考え方を述べさせていただきます。

この制度につきましては、大阪市内に居住する70歳以上の高齢者の方に市営の地下鉄、バス、ニュートラムに無料で乗車できる敬老優待乗車証、いわゆる敬老パスでございますが、これを交付する制度でございます。この目的は、高齢者の方々に敬意を表するとともに、社会参加を促進し、いつまでも元気で健やかに活動いただくことを目的として実施をいたしております。

現在、本制度と同様の制度を実施しておりますすべての政令市におきまして、一部負担金の徴収、利用上限額の設定や対象者に所得制限を設けるなど、一定の条件を設定しておりまして、無料で利用制限のない制度は本市のみという状況でございます。

平成23年度予算におきましては、交付人数は約33万8,000人、乗車料金といたしまして、福祉局から交通局に支出いたします交付金額は約83億9,000万円となってございます。今後、高齢化の進展に伴いまして交付対象者の増加が見込まれる中、大阪市中期的財政収支概算におきましては、平成32年度には交付金額が100億円を超える見込みとなってございます。

当局といたしましては、当制度は多くの高齢者が御利用されておりまして、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に大きく貢献しておる重要な施策であることから、今後とも持続可能な制度として維持していく必要があると考えてございます。その維持可能な制度として、今回、見直し案、３案が示されておりまして、それぞれの案に対する影響等につきまして、少し述べさせていただきます。

まず、第１番目の案でございますけれども、民鉄への制度拡大につきましては、これで全国での利用が可能になることで高齢者の活動範囲が大きく広がりまして、社会参加が促進されるということになります。しかしながら、一方で利便性が向上することによりまして、上限額まで利用する方が増加することも予想されております。また、

現在、敬老パス利用者の約33％の方が２万円以上の利用をされておられますので、その上限額設定によりまして、上限額超過部分につきましては全額自己負担ということになります。

なお、交通局からお聞きしますと、民鉄に拡大すれば、交通局独自の制度でありますＰｉＴａＰａシニア制度の適用が受けられなくなるということでございます。

平成24年度に暫定措置としまして、スルッとＫＡＮＳＡＩ仕様の磁気カードを利用者の半額負担で交付する場合につきましては、短期間での実施方法等を交通局を初め、関係先と調整する必要がございますので、暫定措置の内容について高齢者に十分周知する必要もあると考えております。

次に、２番目の案でございます。一律半額負担といたしますと、高齢者個々の利用額に応じた負担ということでございまして、利用者間の公平性の確保は十分に図ることができると考えております。また、地下鉄、民鉄でございますけども、これは民鉄の相互直通運転を利用する場合に、地下鉄部分のみの半額にいたしますため、地下鉄及び関係民鉄の改札機など、駅の機器を改修する必要がございます。平成25年度に暫定措置として紙カード、いわゆる証明書でございますけれども、これを交付いたしまして、券売機で半額の乗車券を購入する場合につきましては、短期間で交通局の券売機を改修する必要がありますとともに、暫定措置の内容につきましても高齢者の方に十分周知する必要があると考えております。

３番目の案でございます。これは利用者の所得状況に応じて負担金を設定するということでございまして、これは低所得者の方々の負担を軽減することはできる一方で、例えば高額の一部負担を支払う方は御本人の実質の利用額以上の負担となる可能性もございます。また、事務的なことではございますけれども、負担金の徴収に伴います収納管理が必要となりまして、平成25年度から実施するためには短期間でのシステム構築が必要になるということでございます。

なお、１案、２案に比べまして、３案目は効果額は非常に少ないということでございまして、今後、高齢化の進展に伴いまして、早晩、新たな制度をもう一度、生み出さなければならないと考えてございます。

すべての見直し案に共通することでございますけれども、対象者が高齢者の方であることを考慮いたしまして、制度内容を変更する際に混乱が生じないように、時間をかけて十分に周知を行うなどの対策を講じる必要があると考えております。制度内容の

変更に対応するためのシステム構築につきましても、新制度開始後のトラブルを起こさないように高い精度を確立するために十分に時間をかけたいということもございます。

また、今後、この案につきましてはパブリックコメントによる意見も踏まえて検討していく必要があると考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（事務局）　フリー形式での議論を開始します。時間は13分から15分です。予定時間を超過した場合、議論を中断することはありませんが、合図に呼び鈴を鳴らします。円滑な進行に御協力をお願いします。

（改革ＰＴ）　今、案に対するコメントというよりも、留意事項みたいな御説明やったかなと思うんですけれども、パブリックコメントのお話とか、制度内容の変更による混乱が生じないよう十分な周知が必要ということでして、私どもの案では１案は基本は26年度ですけれども、できる限りのことは速やかにやっていくということで、すべて大体25年度を想定されてるんですけれども、その25年度の制度実施ということを逆にお伺いしたいのは、25年度の制度実施を考えたときに、そのパブリックコメントなり周知という期間、逆算していくと、意思決定というのは大体どのくらいの時期に必要だとお考えなのか、局としてのお考えを聞かせていただけます。

（福祉局・交通局・区）　逆算しての分で、暫定措置のことを今、お尋ねかと思います。まず１点目の分ですけれども、この磁気カードを半額で購入というのは、これは既に磁気カードはもうございますので、この暫定措置として25年度で言われてる部分でございますね、それにつきましては、あとは交通局等との調整が必要でございますけれども、本格予算の段階でその辺が決まりましたら、当然それも踏まえてもう調整には入らないといけないと思いますけれども、25年度の実施ということには取り組んでまいりたいとは考えております。

（改革ＰＴ）　ですから、いつごろぐらいまでには意思決定して準備にかかっていかなければならないというと、やっぱり夏ぐらいということで思っておいたらいいんですかね。

（福祉局・交通局・区）　そうですね、夏前、７月ごろには意思決定ができましたら間に合うんではないかとは考えております。

（改革ＰＴ）　これ１案、２案、３案、25年度実施に向けてということであれば、いずれ

も共通するという、そんな認識でよろしいんですかね。

（福祉局・交通局・区）　３案の部分でございますけれども、これにつきましては、例えば所得に応じたと、こういうことになりますと、これが新しい介護保険料の所得が決まりますのが少し７月ごろになりますので、システム的なもんから言えば、ちょっと今、これで25年の頭からすぐにできるかどうかというのは申しわけありませんがお答えできません。

（改革ＰＴ）　今後、また補正予算、本格予算の編成もあるんですけれども、１案、２案、３案とも準備経費については計上されていくような形になっていくんでしょうか。

（福祉局・交通局・区）　はい、基本的に今、まだ十分にお答えできないんですけれども、例えば３案の中の３番目の案につきましては、先ほど少し申し上げましたけれども、今回の持続可能な制度という見直しの基本的な考えからすると、早晩、この制度をもう一度、抜本的に検討し直さなければならないという状況にも参りますので、少しこれは基本的な考え方は違うのかなという気もいたします。そういたしますと、１案、２案ということになってまいりますけれども、やはり持続可能な制度として、例えば10年以上はその制度が十分に制度目的を果たすものでなければならないと考えておりますので、１案、２案の中でどうしていくかということになろうかとは思いますけれども、それらも含めて、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

（改革ＰＴ）　１案と２案やったらシステム改修に数十億円かかると書いてあるんですけども、このシステム改修をやろうと思えば、設計とかそういう着手する時期というのはいつごろやと、26年度からこのシステムを使ってこの制度を運用しようと思えば、システム改修作業に着手する時期というのはいつごろやと考えといたらいいんですか。

（福祉局・交通局・区）　今、これは１案、２案ともＩＣカードを利用して実施をしたいと考えておりまして、今現在、ＩＣカードの関係で言いますと、25年の春に全国共通利用というのが始まりまして、それが終わりましてからということでございますので、その１年間でこの新しいシステムを立ち上げるということになろうかと思います。

（改革ＰＴ）　いや、数十億円かかるのはだれがかかるんですか、これは大阪市が全部負担するお金ですか。

（福祉局・交通局・区）　はい、このシステムにつきましては本市が当然負担をするということになります。

（改革ＰＴ）　ですね。そのシステム改修作業というのは突然でけへんですから、設計な

りやって発注してという日程感があると思うんですけど、それを26年４月から稼働さそうと思ったら、24年度から準備経費が出てくる、そんなんはあるんですか。

（福祉局・交通局・区）　それは当然、申しわけございません、十分に説明ができませんでしたけれども、24年度からそういう経費も出てまいります。

（改革ＰＴ）　ということはさっきの質問に関係あるんですけど、意思決定の時期というのはかなり早くないとおかしなりますよね。どの案をとんねんというのを決めるのは、７月の本格予算に例えばその準備経費を計上するかせえへんかということになると思うんで、ということになると、どれするんですかというのはかなり早いですね。

（福祉局・交通局・区）　おっしゃるとおりでございますけれども、私どもはそれぞれの案でとりあえず準備は進めていきたいと、先ほどの本格予算を７月までに決めるということで、それを24年度、それから25年度に反映していくということになりますけれども、24年度でこの予算が大幅に必要かというのは、そこまでちょっとまだ精査ができておりませんでまことに申しわけございませんが、何とか24年度から予算要求をいたしまして進めていきたいと。ただ、この案につきましてはもうしばらく見てみたいということでございます。

（改革ＰＴ）　補正のタイミングは７月だけかどうかというのは、年度の後半のほうでもせなあかんようになる可能性はありますけども、ただ、作業の時間は当然要るでしょうから、その辺はまたよく調整させていただきたいなと思うんですけども、この数十億円と書いてあるんですけど、10億円ぐらいから90億円ぐらいまでかなり幅ありますよね。

（福祉局・交通局・区）　一言申し上げますと、ＰＴ示されてまだ２週間ぐらいの間で、私ども十分な検討はいたしておりません。金で解決する場合もあります、早くするために。そういう件につきましては、また財政局当局にも御相談せないかんでしょうし、当然、解決しなくても、少し時間をかけてもシステムを……しなさいということでしたらそういうやり方もあるだろうし、それも含めて、まだ具体の方向性が示されておりませんので、これからということでございますし、非常にタイトな作業になろうかと思いますし、無責任にいつですということを今、申し上げると、それはそれで無責任な話になりますので、できるだけそれは方針の決定は早いほうがありがたいというのは事実でございまして、ただ、パブリックコメントでございますとか、一定の市会論議でございますとかというのも必要やと思いますし、この案が出ましてから、各議

員さんであったり、市民の方々からいろんな御意見をいただいております。この１、２、３案はともかく１、２案のみならず、いろんなお考えの方がおられます……。そこら辺の調整も当然せないかんと思いますし、その上でのスタートということになろうかと思います。それはまたＰＴとも、あるいは財政当局とも御相談をさせていただきながら進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

（橋下市長）　１案なんですけれども、ちょっといろいろ議会とも議論したときに、１案でこれはもう所得に応じたというのは、それはもう技術的にも不可能なんですかね。３案で所得に応じた負担、これどうやってやるんですかね、所得に応じた負担を、どうやって、収入、所得はどうやって確認するんですか。

（改革ＰＴ）　今、介護保険の話も出ましたんで、介護保険の制度を活用してという、このためだけに調査をするんじゃなくて、既存のそういう制度を活用するということになると思います。

（橋下市長）　それを発行するときに、それを見て発行。

（改革ＰＴ）　見た上で、個々人の申請を受けて。

（橋下市長）　申請を受けて発行して、それをチェックして。そうすると、１案ではそれはひっかけることは可能なんですかね。

（改革ＰＴ）　事務作業が出てきますけれども、理屈の上では可能だと思います。よろしいですかね。

（福祉局・交通局・区）　はい、今、市長がおっしゃいましたように、今現在ある介護保険料、新たに11段階に今回からなりましたけども、それで70歳以上の高齢者の方の所得がわかりますんで、その区分に応じまして、それとリンクさせまして、徴収するという格好でございます。ただ、今の１案に複合的にこれをセットさせるということで、これにつきましてはそのシステム的なものがどうなのかというのは、ちょっと今、お答えできませんけれども、可能は可能だとは思いますけれども、時期的にこれが可能かどうかというのは今、申しわけございませんが、はっきりとしたお答えはできません。

（橋下市長）　３のように最初で50％負担とせずに、交通局限定とか、３の場合だったら所得に応じたということは可能じゃないですか。それが１案のように原則50％負担だけれども、この50％負担の部分についても所得に応じた減免ありねということは何かが問題になるんですか。技術的に、やっぱりシステム的にもそれが複雑になりすぎる

わけですか。

（改革ＰＴ）　所得に応じてどの程度の負担が軽減するかとか、そういうのをＩＣカードの中に情報として入れるとか、やり方にもよると思います。例えば何がしかの交付するときに逆に減免対象になってない人に何がしかの負担をいただくんであれば、それを減免対象の人には免除するとかということであれば可能ですけども、我々、一応無料でお渡しするということを今、想定してますんで、無料で渡した上でチャージしていただくということを想定してますんで、その中で軽減内容を読み込んでいかなければいけない、そこは技術的にどうなるかという。

（橋下市長）　３だったらだから無料で渡すんじゃなくても、渡すとき自体に徴収できるわけなんですね、そうなんですね。ちょっと議会でそういう議論がありましたので、１案で所得、何とか低所得者の方には負担軽減でけへんのとか、なしにでけへんのとか、そういう意見はいただいてるんですけど。

（事務局）　それでは議論を終わります。